

県民意見の募集について

計画等の案の名称	特定都市河川浸水被害対策法施行条例（仮称） 特定都市河川浸水被害対策法施行細則（仮称）
意見募集の趣旨	<p>静岡県では、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、河川掘削や堤防の整備などの対策をより一層加速するとともに、集水域や河川区域のみならず氾濫域も含めた流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う流域治水を推進しています。</p> <p>この度、その対策を後押しするための法律である特定都市河川浸水被害対策法に基づき、同法や関連する政令及び省令により規定されていない内容を静岡県の条例及び規則として定めます。その条例案及び規則案を取りまとめましたので、広く県民の皆様の御意見を募集します。なお、現在、国土交通大臣が菊川市を流れる一級河川菊川水系黒沢川（大臣管理区間及び指定区間）とその流域を特定都市河川及び特定都市河川流域に指定する予定となっております。</p>
意見の提出期間	令和6年8月30日（金）～令和6年9月30日（月）まで
意見の提出方法	<p>郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（様式自由）を提出してください。</p> <p>なお、御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号）を明記してください。</p>
意見の提出先	<p>1 郵送の場合 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課河川企画班</p> <p>2 ファクシミリの場合 054-221-3038</p> <p>3 電子メールの場合 kasenki@pref.shizuoka.lg.jp</p>
問い合わせ先	静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課河川企画班 電話番号 054-221-3035 メールアドレス kasenki@pref.shizuoka.lg.jp
備考	<ul style="list-style-type: none"> 御意見に対する県の考え方は、類似する御意見をまとめた上で、県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して、個別には回答しませんので御了承ください。 電話での御意見は御遠慮ください。必ず上記「意見の提出方法」によっていただけますようお願いいたします。